



福岡医発第536号(地)
平成29年5月17日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの安定供給に係る対応について

今般、標記の件について厚生労働省より各都道府県衛生主管部(局)宛別添の事務連絡がなされ、本会に対しても日本医師会を通じて周知方依頼がありました。

本件は、化血研が製造販売する乾燥栽培培養日本脳炎ワクチンについて、一定期間、供給されない見込みが同社から示されたことを連絡するものです。

なお、厚生労働省によると、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについては、化血研のほか、阪大微研が製造販売する製剤が供給されており、現時点において、全国的な不足は生じない見込みとしております。

しかし、製造販売業者が異なる製剤への切り替え等に伴い、一部の地域や医療機関において、日本脳炎ワクチンの偏在等が発生することが懸念されることから、日本脳炎ワクチンの安定供給のため、下記のとおり取り組むこととして周知協力を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知並びに協力方よろしくお願い致します。

記

1. 予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)に基づく定期接種対象者に対し、接種の機会が確保できるよう配慮するとともに、引き続き、定期接種の確実な施行に努めること。なお、製造販売業者が異なる製剤に切り替えて使用する場合であっても、定期接種としての実施が可能であること。

2. 各都道府県は、管内市区町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上で以下の事項について取決めを行い、偏在が生じないように努めること。

(1) 管内の卸売販売業者、医療機関等における在庫状況等を短期間（3日程度）に把握することが可能な体制づくり

(2) 一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法

(3) 特定の医療機関から過剰な発注が認められる場合の情報共有

3. 日本脳炎ワクチンの偏在等が懸念される場合には、市区町村は、必要に応じて、関係者と連携の上で管内の医療機関における日本脳炎ワクチンの在庫状況の把握に努めるとともに、偏在等を確認した場合には、卸売販売業者等関係者との情報共有、未接種対象者からの問い合わせへの対応等適切な措置をとること。

4. 各都道府県は、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、厚生労働省健康局健康課予防接種室にその状況を連絡すること。

この場合、同室では、関係都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認められるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。

5. 医療機関等が日本脳炎ワクチンの予約・注文を行う場合にあっては、上記1も踏まえて必要な本数に限り行い、過剰な発注は控えること。

6. 日本脳炎ワクチンの製造販売業者は、卸売販売業者等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の製造状況、納入時期等の正確な情報提供を行うよう努めること。また、卸売販売業者も、医療機関等の関係者に対して、これらの情報を正確に提供するよう努めること。

7. 卸売販売業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うとともに、上記1も踏まえて必要量の供給を随時行い、日本脳炎ワクチンの偏在が起らないよう配慮すること。また、上記2及び3も踏まえ、都道府県及び市区町村と必要な連携を行うこと。

平成29年5月10日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの安定供給に係る対応について

今般、化血研が製造販売する乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについて、一定期間、供給がなされない見込みが同社から示されたことから、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされ、本会に対しても周知方依頼がありました。

なお、厚生労働省によると、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについては、化血研のほか、阪大微研が製造販売する製剤が供給されており、現時点において、全国的な不足は生じない見込みとしております。

しかし、製造販売業者が異なる製剤への切り替え等に伴い、一部の地域や医療機関において、日本脳炎ワクチンの偏在等が発生することが懸念されることから、日本脳炎ワクチンの安定供給のため、各都道府県は、都道府県医師会等と協議の上で偏在等が生じないよう努めることや、医療機関等が予約・注文を行う場合にあっては必要な本数に限り行うことなど、下記のとおり取り組むこととして周知協力を求めています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知協力方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に基づく定期接種対象者に対し、接種の機会が確保できるよう配慮するとともに、引き続き、定期接種の確実な実施に努めること。なお、製造販売業者が異なる製剤に切り替えて使用する場合であっても、定期接種としての実施が可能であること。
2. 各都道府県は、管内市区町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上で以下の事項について取決めを行い、偏在等が生じないよう努めること。
 - （1）管内の卸売販売業者、医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制づくり

(2) 一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法

(3) 特定の医療機関から過剰な発注が認められる場合の情報共有

3. 日本脳炎ワクチンの偏在等が懸念される場合には、市区町村は、必要に応じて、関係者と連携の上で管内の医療機関における日本脳炎ワクチンの在庫状況の把握に努めるとともに、偏在等を確認した場合には、卸売販売業者等関係者との情報の共有、未接種対象者からの問い合わせへの対応等適切な措置をとること。

4. 各都道府県は、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、厚生労働省健康局健康課予防接種室に、その状況を連絡すること。

この場合、同室では、関係都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。

5. 医療機関等が日本脳炎ワクチンの予約・注文を行う場合にあっては、上記1も踏まえて必要な本数に限り行い、過剰な発注は控えること。

6. 日本脳炎ワクチンの製造販売業者は、卸売販売業者等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の製造状況、納入時期等の正確な情報提供を行うよう努めること。また、卸売販売業者も、医療機関等の関係者に対して、これらの情報を正確に提供するよう努めること。

7. 卸売販売業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うとともに、上記1も踏まえて必要量の供給を随時行い、日本脳炎ワクチンの偏在が起らないよう配慮すること。また、上記2及び3も踏まえ、都道府県及び市区町村と必要な連携を行うこと。

事 務 連 絡
平成 2 9 年 5 月 8 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの安定供給に係る対応について

標記について、今般、別添（写）のとおり、都道府県衛生主管部（局）あて事務連絡を発出したところである。

貴会におかれては、別添（写）について貴管下の会員各位に対し周知するとともに、関係者との連携に努めていただくようお願いする。



事 務 連 絡
平成 29 年 5 月 8 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの安定供給に係る対応について

本日、一般財団法人化学及血清療法研究所（以下「化血研」という。）から『「平成 28 年熊本地震」による影響について（第七報_日本脳炎ワクチン）』が公表され、化血研が製造販売する乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについて、一定期間、供給がなされない見込みが示されました。

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン（以下「日本脳炎ワクチン」という。）については、化血研のほか、一般財団法人阪大微生物病研究会が製造販売する製剤が供給されています。上記を踏まえ、日本脳炎ワクチン全体に係る供給の見込みを改めて検討した結果、現時点において、日本脳炎ワクチンの全国的な不足は生じない見込み（別紙参照）ですが、製造販売業者が異なる製剤への切り替え等に伴い、一部の地域や医療機関において、日本脳炎ワクチンの偏在等が発生することが懸念されます。

については、日本脳炎ワクチンの安定供給のため、下記のとおり取り組むこととしますので、定期接種の実施主体である市区町村、医療機関等及び関係者に対し、周知及び協力の要請をしていただくとともに、都道府県においては、必要な対応を行っていただくようお願いします。

あわせて、各関係者には別添（写）のとおり事務連絡を送付したことを申し添えます。

記

1. 予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に基づく定期接種対象者に対し、接種の機会が確保できるよう配慮するとともに、引き続き、定期接種の確実な実施に努めること。なお、製造販売業者が異なる製剤に切り替えて使用する場合であっても、定期接種としての実施が可能であること。
2. 各都道府県は、管内市区町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上で以下の事項について取決めを行い、偏在等が生

じないよう努めること。

- (1) 管内の卸売販売業者、医療機関等における在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制づくり
- (2) 一部の医療機関等でワクチンが不足した場合の調整方法
- (3) 特定の医療機関から過剰な発注が認められる場合の情報共有

3. 日本脳炎ワクチンの偏在等が懸念される場合には、市区町村は、必要に応じて、関係者と連携の上で管内の医療機関における日本脳炎ワクチンの在庫状況の把握に努めるとともに、偏在等を確認した場合には、卸売販売業者等関係者との情報の共有、未接種対象者からの問い合わせへの対応等適切な措置をとること。

4. 各都道府県は、管内におけるワクチンの供給に地域的な不足や偏在が発生していると認められる場合には、地域間の調整を行うこと。その上でなお、管内全体において供給不足が明らかになった時は、厚生労働省健康局健康課予防接種室に、その状況を連絡すること。

この場合、同室では、関係都道府県に対し、それぞれの管内のワクチンの供給状況の報告を求め、必要と認めるときは、各都道府県の協力の下、製造販売業者及び卸売販売業者に対して、在庫の全国的な調整を依頼することとしていること。

5. 医療機関等が日本脳炎ワクチンの予約・注文を行う場合にあっては、上記1も踏まえて必要な本数に限り行い、過剰な発注は控えること。

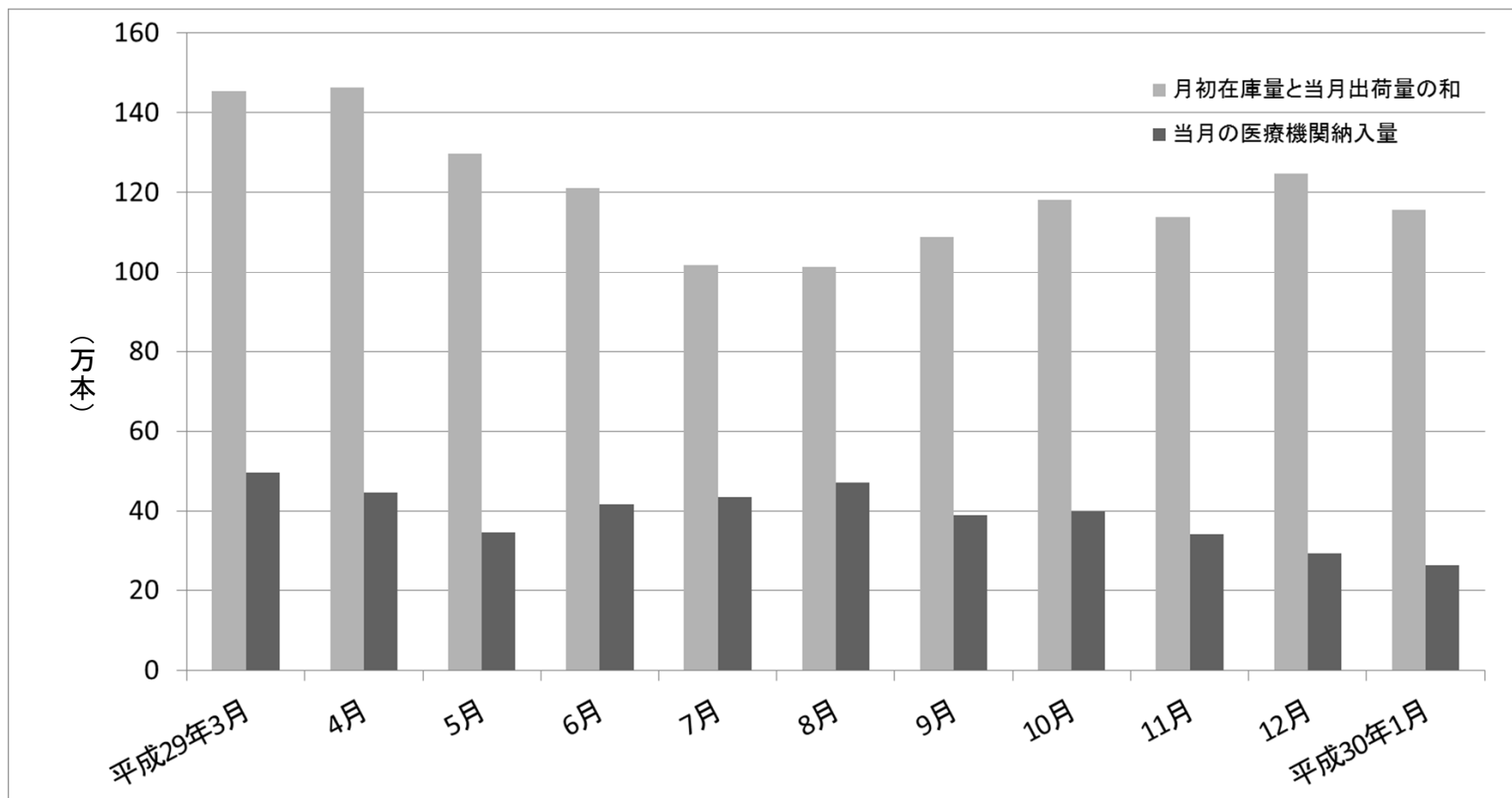
6. 日本脳炎ワクチンの製造販売業者は、卸売販売業者等の関係者に対して、ワクチンに関する今後の製造状況、納入時期等の正確な情報提供を行うよう努めること。また、卸売販売業者も、医療機関等の関係者に対して、これらの情報を正確に提供するよう努めること。

7. 卸売販売業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うとともに、上記1も踏まえて必要量の供給を随時行い、日本脳炎ワクチンの偏在が起こらないよう配慮すること。また、上記2及び3も踏まえ、都道府県及び市区町村と必要な連携を行うこと。

(別紙)

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの需給実績及び見込み

(平成29年3月～平成30年1月)



(注)

- 上図は、現在流通している全社製品分を合算した状況であり、平成29年3月分は実績、その他の月分は見込みの状況を示す。
- 「月初在庫量」とは、当月初め(前月末)に、流通過程上に存在すると考えられる在庫量(出荷判定済の製品であって、まだ医療機関に納入されていない製品の在庫量)をいい、医療機関に納入済で未接種分の在庫(医療機関における在庫)は含まない。
- 「当月出荷量」とは、製造販売業者において当月中に新たに出荷判定がなされ、流通可能となる製品量をいう。